日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2018. 1. 14
No.18-002

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

JAL 不当解雇撤回争議団

不当労働行為裁判 勝利判決から１年半

憲法違反

労組法違反　　ILO 条約違反

JALは今すぐ改めよ！

2017 年は闘いの展望を切り開くうえで、情勢に大きな変化がありました。特に 2016 年 9 月の不当労働行為事件の最高裁判決が影響を与えてきました。2010 年 11 月、整理解雇を強行するために、日本航空は労働組合の争議権投票を妨害しました。この行為を、最高裁が**憲法 28 条（勤労者の団結権）違反、労組法 7 条違反**と断罪しました。これによって、日本が批准している **ILO の中核条約である 87 号条約（結社の自由と団結権の保護）違反**が確定したことになりました。

憲法 28 条違反と ILO87 号条約違反によって政府は JAL を擁護できなくなり、これまでの対応では済まされなくなりました。

今回の不当労働行為事件での最高裁判断は、2015 年 2 月の整理解雇事件の最高裁判断の「取り消し」にも値する重いものです。政府はこれまで JAL の解雇争議について、「一企業の労使問題である」としてきましたが、そもそも JAL の破綻と再建は政府主導によって進められてきたものです。政府の行政責任も問われています。

被解雇者の原状回復こそが経営の責任

JAL の整理解雇は、憲法と法律と条約の三つの違反が確定したわけですから、ポストノーティス（謝罪文の掲示）だけで済ますことは許されません。

コンプライアンスを標榜する企業として、被解雇者を原状回復させることが、経営に求められる最低限の社会的責任です。

東京オリンピック公式スポンサーの資質が問われます

東京都を訴えた裁判で憲法違反と断罪された JAL
国際労働基準を無視する現状が許されるはずはありません

IOC（国際オリンピック委員会） ←パートナーシップ→ **ILO**（国際労働機関）

人権や労働問題の条約遵守を企業に求めている ↓

↑ ILO87 号条約違反（勤労者の団結権）ILO 勧告に従わない

JAL　2020 年東京オリンピック・パラリンピック公式スポンサー

2017 年度上期決算は好調
一方「振り込め詐欺」で３，８億円損失

10 月 31 日、2017 年度上期決算が発表されました。営業利益は当初の予想を上回る 990 億円を計上しました。年間の営業利益予想は、当初の予想を上方修正して、1660 億円としました。今期の株主総会では、”お手盛り”と批判されながら、役員報酬が 2 倍アップも可能な制度に改定しています。

そうした中で昨年末に、航空機リース料の取引先に”なりすましたメール“で振り込め詐欺にあい、3 億 8000 万円の被害にあったことが報道されました。

JAL は放漫経営の末、破綻そして 165 人を解雇しましたが、ずさんな企業体質は全く変わっていないことが明らかになりました。

争議解決の先送りでは、将来展望はありません

今年末交渉で、JAL は組合の具体的な要求内容に対して、「持ち帰る」「社長に伝える」と発言したものの、未だに“店晒し”にしたままの状態です。

現場から「勤務がきつい」「人が足りない」「ものが言いにくい」との声が上がっています。昨年春、乗員は流出防止策として賃金をほぼ破たん前に戻しましたが、その後も 17 名のパイロットが流出しています。モチベーションは安全を支える基盤の一つです。JAL が 165 名の不当な解雇をどのように解決させるのか、いま社の内外が注視しています。165 名の人権の回復が無ければ、利用者や社員からの信頼は得られないことを JAL 経営は肝に銘ずるべきです。

≪JAL 不当解雇撤回原告団≫　〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4　フェニックスビル 航空連気付

JAL 原告団　検索　Facebook/JALgenkoku

18 年 1 月②号

統一要求に結集して、内外の取り組みを強化
原告団・乗員組合・客室乗務員組合・支援者で
不当な JAL 経営に解決を迫ろう！

皆さん
2018 年も
カンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します
OB 乗員有志の会：カンパ振込先

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団 HP 日程参照

＊山口 宏弥氏 著書紹介

「安全な翼を求めて」　　アマゾン書評

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。